

東京都立小金井特別支援学校PTA会則

第一章 名称および所在地

- 第1条 この会は東京都立小金井特別支援学校PTAと称し、事務所を東京都立小金井特別支援学校内に置く。
〒184-0005 東京都小金井市桜町2-1-14

第二章 目的

- 第2条
1. この会は憲法、教育基本法、児童憲章の内容に沿って本校児童・生徒の保護者と教職員とが協力して教育の充実向上と児童・生徒の福祉の増進を図ることを目的とする。
 2. 会員相互の親睦を図り、研修を深めることを目的とする。

第三章 方針

- 第3条 この会は、保護者と教職員とで組織される自主的、任意的民主団体で、この会の目的を達成させるために次の方針に基づいて運営する。
1. この会は教育を本旨とする団体であって特定の政党、宗教に偏ることなく、また営利目的の行為はしない。
 2. この会は目的を同じくする他の団体と協力する。
 3. この会は学校教育活動を援助し協力するが、学校の管理運営に干渉しない。
 4. この会は学校その他いかなるもの（団体・個人）からも支配、干渉、統制を受けない。

第四章 事業

- 第4条 この会は第二章の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 家庭、学校、社会における児童・生徒の生活向上に関すること。
 2. 児童・生徒の教育環境改善に関すること。
 3. 会員相互の研修、親睦に関すること。
 4. その他必要と認められること。

第五章 会 員

- 第5条 (1) この会の会員は本校に在籍する児童・生徒の保護者及び本校教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。
- (2) この会へは自由意志で入会し、また退会できる。
1. この会の入会希望者は入会届を提出する。
 2. この会の退会は下記のとおりとする。
 3. 自動退会：児童・生徒の卒業または勤務校の移動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって退会する。(退会届の必要はない。)
 4. 任意退会：転居または自由意志によって退会するものは退会届を提出する。
- 第6条 会員は会費を納入しなければならない。但し、事情がある場合は、会費を減免することができる。
- 第7条 会員はこの会の運営について自由に発言できる。但し、民主的討議を経て決定された討議は尊重されなければならない。

第六章 執行部

- 第8条 この会の執行部は次のとおりである。
- 会長 1名 (保護者)
- 副会長 4名 (保護者3名・副校長1名)
- 書記 2名 (保護者)
- 会計 1名 (保護者)
- 第9条 執行部は次の方法により選出される。
- 保護者より選出される場合は、次の手順をふむ。
1. 会長は副校長との話し合いにより、保護者数等を考慮の上、各学年の候補者数を決定する。
 2. 執行部候補者を各学年より選出する。
 3. 立会人を選出する。
 4. 執行部候補者の中で、執行部を選出する。
- 教職員の場合、教職員による互選。
- 第10条 執行部の任期は1年とする。但し、再任はさまたげない。
- 執行部に欠員が生じた時は、予備候補者を補充する。但し、会長欠員の場合は副会長が会長となり、予備候補者は副会長となる。
- 執行部の就任は、全校に公示して異議申し立てがなかった場合に承認されたものとみなす。
- 但し、欠員補充の場合は運営委員会で承認を得る。
- 第11条 執行部の任務は次のとおりとする。
1. 会長はこの会を代表し、会務を統括し、総会および役員会、運

- 営委員会、その他必要な会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理を務める。
 3. 書記は総会、運営委員会および諸行事を記録すると共に、各種事務連絡を行う。
 4. 会計は予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、総会及び必要な場合にそれを報告する。

第七章 会計監査・相談役

- 第12条 この会の一切の会計事務を監査するために2名（保護者1名、教職員1名）の会計監査をおく。
会計監査は毎年年度末に行い、その結果を総会に報告する。
会計監査は前年度の会計をもってこれにあたる。
会計監査は執行部及び委員を兼ねてはならない。
- 第13条 校長は役員会、運営委員会、その他の各種の活動の相談に応じることができる。但し、議決権はもたない。

第八章 総 会

- 第14条 総会は全員をもって構成される最高決議機関であり、毎年1回開かれる。但し、役員会が必要と認めた場合、または全会員の3分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集する。
- 第15条 総会では次のことを行う。
1. 前年度の事業報告及び決算報告の審議、承認
 2. 執行部、会計監査、相談役の承認及び就任
 3. 新年度事業計画及び予算の審議、決定
 4. その他重要事項の審議、決定
- 第16条 総会の成立する定足数は会員の3分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第九章 役員会・運営委員会

- 第17条 役員会は会長、副会長、書記、会計をもって構成する。
- 第18条 役員会はこの会の重要事項について企画、立案ならびに緊急事項の処理をする。また、総会及び運営委員会に提出する報告、議案を作成する。
- 第19条 運営委員会は執行部および専門委員の委員長並びにクラス代表をもって構成される。
- 第20条 総会以外の審議は、すべて運営委員会で決議される。
- 第21条 運営委員会は、各専門委員の事業企画の審議、承認をする。

第十章 専門委員

- 第 22 条 この会の目的に沿い、会の事業運営を円滑にするため、次の専門委員を設け企画立案及び活動を行う。
広報委員：主として機関紙の発行、啓蒙等の広報活動を行う。
学年委員：学年交流のための活動を推進し、学年のまとめ役を行う。
PTA 小金井まつり委員：PTA 小金井まつりの企画、準備、運営を行う。
- 第 23 条 専門委員の委員選出は執行部・委員・会計監査選出規定に準用する。

第十一章 三市連絡会

- 第 24 条 学区域三市の交流連携を深める為の活動を行う。
三市連絡員は各市で保護者から複数選出する。
三市連絡会の代表は P T A 会長が兼任する。

第十二章 会 計

- 第 25 条 この経費は、会費、臨時収入、自発的な寄付金をもって充てる。
臨時収入、自発的な寄付金の収支については運営委員会の審議を受けなければならない。
- 第 26 条 この会の会費は月額 250 円とする。
転入の際は、月割で転入月から年度末までの会費を一括徴収する。
- 第 27 条 この会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 28 条 この会の資産は第 2 条の目的以外に使用してはならない。
- 第 29 条 転出等による返金は、申請があった場合にのみ行う。
返金は、月割で転出の翌月分からとする。

付則 第 26 条は令和 3 年 4 月改正

第十三章 個人情報の保護

- 第 30 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「東京都立小金井特別支援学校 P T A 個人情報取扱規定」に定め、適正に運用するものとする。

第十四章 付 則

- 第 31 条 この会則は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正す

ることができる。また、会の運営についての必要な細則は、会則に反しない限り運営委員会で定めることができる。

第32条

この会則は昭和53年1月26日より実施する。

- | | |
|----------------|------|
| 1. 平成2年2月 | 改正実施 |
| 2. 平成2年5月 | 改正実施 |
| 3. 平成13年2月19日 | 改正実施 |
| 4. 平成13年5月14日 | 改正実施 |
| 5. 平成16年5月19日 | 改正実施 |
| 6. 平成17年5月18日 | 改正実施 |
| 7. 平成21年5月20日 | 改正実施 |
| 8. 平成23年5月18日 | 改正実施 |
| 9. 平成24年3月31日 | 改正実施 |
| 10. 平成25年4月1日 | 改正実施 |
| 11. 平成26年5月14日 | 改正実施 |
| 12. 令和元年5月15日 | 改正実施 |
| 13. 令和3年4月1日 | 改正実施 |
| 14. 令和4年5月20日 | 改正実施 |
| 15. 令和5年5月19日 | 改正実施 |
| 16. 令和6年5月16日 | 改正実施 |

執行部・委員・会計監査選出規定

会則の第六章第9条の項は、そのまま選出規定に入る。

1. 会長は、2学期1回目の運営委員会にて、候補者の選出を依頼する。
2. 学年委員は各学年にて教職員とともに話し合いで候補者の選出をする。
3. 兄弟で違うクラスに在籍する保護者は、人数の少ないクラスに属する。
4. 学年委員は執行部候補者名を10月末日までに会長に届ける。
5. 立会人は各学年の候補者の選出を調整し推進する。
6. 立会人は現役員の中より2名、前年度役員より1名、教職員より1名選び構成する。
7. 会長は立会人氏名を全員に知らせる。
8. 立会人は役職決めの日時を設定し候補者を招集する。
9. 役職は、候補者の話し合いで選出する。
10. 予備候補者は、中学部2年より1名選出する。
11. 前年度の会計に事故ある場合は、候補者外から会計監査1名を選出する。この場合、学部は問わない。但し、中学部2年は、会計監査になることはできない。
12. 行事、当番校などで役員の補充が必要な場合は、実行委員会を立ち上げることができる。

13. 立会人は執行部、会計監査、予備候補者に出された者の氏名を全員に知らせる。
14. この選出は、1月20日までに行う。
15. 立会人は、この選出に関する経過を記録する。
16. 立会人は、総会をもって解散する。
17. 会計監査の選出は教職員側に一任する。
18. この規定の改廃は、会則第31条に準用する。

付則

本選出規定は、平成23年5月改正

本規定は、平成26年5月改正

令和4年5月改正

互選会規定

1. 会長は各学年候補者数選定通達後、互選会委員を選出。現執行部より1名以上。
2. 選ばれた互選会委員は、互選会日時（予備日）とともに告知。
3. 学年委員は候補者名を10月末日までに選出理由を添えて会長に提出。
4. 第4回運営委員会にて各学年候補者の選出・報告をする。
5. 立会人を構成（第9条・3）
6. 互選会委員は互選会の司会を行い、立会人と共に執行部選出を調整し推進する。
7. 執行部選出は立候補を優先とする。
8. 立候補の無い場合は立会人、候補者からの推薦を受け付ける。
9. 立候補、推薦でも決まらない場合は互選会予備日に新たに話し合う。
10. 執行部の選定は1月20日までに行う。（執行部・委員・会計監査選出規定14）
11. 役員選定後、互選会委員は解散とする。

付則

本規定は、平成26年5月改正

慶弔規定

本会は次のような慶弔規定を置き、個人としては行わないことを原則とする。
会員に慶弔を表す範囲及び金額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 会員が結婚したとき | 3,000 円 |
| 2. 会員又はその配偶者が出産したとき | 2,000 円 |
| 3. 会員又はその配偶者が死亡したとき | 5,000 円 |
| 4. 在籍児童・生徒が死亡したとき | 10,000 円 |

その他必要に応じて、そのつど役員会で協議し、運営委員会に報告する。

返礼は一切しないこととする。

この規定の改廃は会則第 31 条を準用する。